

『軽自動車税申告書』記載要領

～ OCR シートへの記入方法 ～

◆一般注意事項

- 1.申告書の記載について
- 2.申告書（OCR シート）の取扱い
- 3.記載方法等
 - （１）記載用具
 - （２）記載文字等
 - （３）濁点、半濁点及び訂正方法
 - （４）納税義務者氏名（名称）欄の記載について
 - （５）「主たる定置場」、「旧主たる定置場」の記載について

◆「軽自動車・新規・変更」シートの記入例

◆「二輪 新規・変更」シート記入例

◆「廃車」シートの記入例

◆ 市町等の窓口

静岡地方税滞納整理機構

〒426-0061 藤枝市田沼3丁目20番20号

電話 054-639-5245

FAX 054-635-0055

◆一般注意事項◆

1. 申告書の記載について

この申告書は、適正な課税を行うため、納税義務者の特定等に使用します。

住民票や車検証等を確認の上、必要事項を漏れなく正確に記載してください。

記載内容に不備や記載漏れ等がある場合は、申告に関係する方又は納税義務者に電話、文書等により照会を行うことがあります。

特に、生年月日は誤課税を防止するために重要な情報ですので、必ず記載してください。

2. 申告書（OCRシート）の取扱い

申告書（OCRシート）はコンピュータで読取りますので、折り曲げたり汚損等しないようにして下さい。

また、記入欄以外や裏面には記入しないで下さい。

3. 記載方法等

（1）記載用具

黒のボールペンを使用して下さい。

印刷文字

印刷文字は濃度が重要なポイントとなります。プリンタのリボンなどの管理は十分に行ってください。

（2）記載文字等

OCRシートに記入する文字等は漢字、ひらがな、カタカナ、アラビア数字、ローマ字および記号とし、以下の点に注意して記入して下さい。

①形に注意

■ 文字と文字はつなげない



■ 1枠に1文字を記入する



■ 文字には飾りをつけない



②位置に注意



③大きさに注意

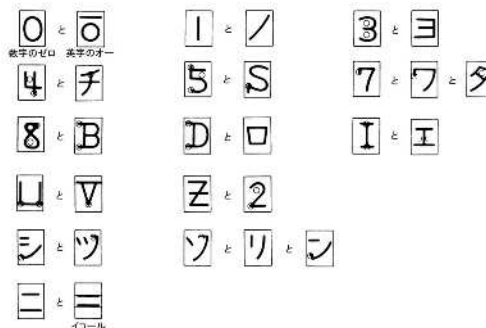
■ 文字枠からはみ出さない



■ 文字が小さすぎない



④似ている文字との差（特徴）に注意



(3) 濁点、半濁点及び訂正方法

- 濁点、半濁点について
 - ・ 同一マスに記入して下さい。

納税 (申告・報告) 義務者	在 地	(ビル、アパート、マンション及び様室番号を左詰で記入)															
		〇〇 ア パー ト															
		フリガナをカタカナで記入・名字と名前間は1マス空ける・濁点などは同一マスに記入															
	(フリガナ) 氏名 又は 名称	シ ズ オ カ タ ロ ウ															
		静岡 太郎															

- 訂正方法
 - ・ 誤記の場合は二重線で訂正し、その横に正しく記入して下さい。
 - ・ 修正液、修正テープ等は使用しないで下さい。

申告・報告 義務者	(フリガナ) 氏名 又は 名称	フリガナをカタカナで記入・名字と名前間は1マス空ける・濁点などは同一マスに記入															
		~~シズオカ タロウ~~ ケイジ イチロ															
		ウ															
		~~静岡太郎~~ 軽自 一郎															

(4) 納税義務者氏名（名称）欄の記載方法

- 納税義務者（個人）
 - ・ 氏と名の間は1マス空けて記入して下さい。

申告・報告 義務者	(フリガナ) 氏名 又は 名称	フリガナをカタカナで記入・名字と名前間は1マス空ける・濁点などは同一マスに記入															
		シ ズ オ カ タ ロ ウ															
		静岡 太郎															

※注意
使用者に同じ、所有者に同じ等の記入はしないで下さい。

- 納税義務者（法人）
 - ・ 法人格と法人名の間は1マス空けて記入して下さい。
(省略名称が中間に入る場合は、前後に1マスあける。)
 - ・ 法人の省略名称については下記の一覧を確認して下さい。

申告・報告 義務者	(フリガナ) 氏名 又は 名称	フリガナをカタカナで記入・名字と名前間は1マス空ける・濁点などは同一マスに記入															
		カ ブ ア オ イ シ ョ ウ ジ															
		(株) 葵商事															

【法人省略名称一覧】

正式名称	カナ省略	正式名称	カナ省略
株式会社	カブ	財団法人	ザイ
有限会社	ユウ	社団法人	シャ
相互会社	ソウ	宗教法人	シュウ
合名会社	メイ	学校法人	ガク
合資会社	シ	社会福祉法人	フク
医療法人	イ	特定非営利活動法人	トクヒ

(5)「主たる定置場」、「旧主たる定置場」の記載について

■「主たる定置場」は正確に記載して下さい。

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に対し、「主たる定置場」の市町が課税する税金ですので、「主たる定置場」の記載に誤りがあると、正しく課税されないことになります。

■名義変更など変更の申告をする場合は、必ず「旧主たる定置場」も記載して下さい。

名義変更や住所変更など変更の申告を行う場合、「旧主たる定置場」に記載がないと、変更前の情報で、軽自動車税が課税されてしまうなどのトラブルが発生する原因となります。

※ 同じ市町内での変更の場合でも、必ず記載して下さい。（「主たる定置場」と「旧主たる定置場」に同じ市町名を記載する。）

※ 「旧所有者」欄の記載も忘れずにお願いします。

※ 所有者が変わらず、車両番号のみ変更する場合にも、「旧所有者」「旧主たる定置場」の記載をお願いします。

■「主たる定置場」、「旧主たる定置場」に記載する市町は、自動車検査証の「使用の本拠の位置」と原則として同じ市町です。

ただし、申告書の枠内には、市町の名称のみ記載してください。

※ “郡”の名称は記載しないで良い。

※ 静岡市と浜松市の“区”は、枠内には記載しない。

[記載例]

○名義変更（又は住所変更）で、主たる定置場が
「榛原郡吉田町」から「静岡市葵区」に変更になる場合

主たる定置場（使用の本拠の位置）	
市町村名	町名・番地
静岡市	葵区追手町 1-100
旧主たる定置場（旧使用の本拠の位置の市町村名）	
吉田町	旧

○名義変更（又は住所変更）で、主たる定置場が
静岡市内で変更になる場合

主たる定置場（使用の本拠の位置）	
市町村名	町名・番地
静岡市	葵区追手町 1-100
旧主たる定置場（旧使用の本拠の位置の市町村名）	
静岡市	旧

軽自動車 新規・変更の記入例

車検証の車両番号を記入して下さい
ただし、車両番号が未定、不明の場合は、記入不要です

該当する番号を記入してください

【取得原因：1～5】

機械で読み取ります ていねいに記入
して下さい

氏と名の間は1マスあけて記入して下さい

濁点、半濁点は同一マスに記入して下さい

法人格については3頁の一般注意事項の【法人省略名称一覧】を確認して記入して下さい

原則として所有者課税となります
ただし、ローン購入等により所有権が
販売店などに留保されている場合は、
使用者が納税義務者となります

同姓同名者との誤課税防止のため必ず記入して下さい

※外国人の方等で、西暦で記載する場合は、枠外にはみ出しても可

車検証の使用者欄及び所有者欄の記載
内容を正確に転記してください

車両番号が変わる場合は、変更以前の
車検証の車両番号を記入して下さい

車検証の車体の形状を記入して下さい
ポートトレーラーの場合は必ず記入
して下さい

車検証の車名をカタカナで記入して下さい
濁点、半濁点は同一マスに記入して下さい

車検証の車台番号を記入して下さい
車台番号はハイフンも入れて下さい

車検証の使用の本拠の位置を正確に番地まで記入して下さい
納税義務者、所有者、使用者住所に同じ等の記入はしないで下さい

旧の車検証の【使用の本拠の位置】の
市町名を記入して下さい

ローン購入のため、所有権が販売店などに留保されている場合は、使用者が納税義務者になります
必ず記入して下さい

※申告書（OCRシート）は機械で読み取りますので、折り曲げたり汚損等しないようにして下さい。記入欄以外や裏面には記入しないで下さい。

※色のついた線  で囲まれた記入枠は、OCR（光学式文字イメージ読取装置）直接読取る項目ですので、黒のボールペンで、枠からはみ出さないように丁寧にハッキリとした文字・数字で記入願います。

※この申告書は、適正な課税を行うため、納税義務者の特定等に使用します。住民票や車検証等を確認の上、必要事項を漏れなく正確に記載してください。記載内容に不備や記載漏れ等がある場合は、確認のため、申告に関係する方又は納税義務者に電話、文書等により照会を行うことがあります。

二輪 新規・変更の記入例

【車両番号】
車検証、届出済証の車両番号を記入して下さい。ただし、車両番号が未定、不明の場合は、記入不要です

【氏名フリガナ】
必ず記入して下さい

機械で読み取ります ていねいに記入
して下さい

氏と名の間は1マスあけて記入して下さい

濁点、半濁点は同一マスに記入して下さい

法人格については3頁の一般注意事項の【法人省略名称一覧】を確認して記入して下さい

【納税義務者】
原則として所有者課税となります
ただし、ローン購入等により所有権が
販売店などに留保されている場合は、
使用者が納税義務者となります

【生年月日】
同姓同名者との誤課税防止のため必ず記入して下さい
※外国人の方等で、西暦で記載する場合は、枠外にはみ出して可

【所有者・使用者】
車検証の使用者欄及び所有者欄の記載
内容を正確に転記してください

※申告書（OCRシート）は機

※色のついた線  で囲まれた記入枠は、OCR（光学式文字イメージ読取装置）直接読取る項目ですので、黒のボールペンで、枠からはみ出さないように丁寧にハッキリとした文字・数字で記入願います。

※この申告書は、適正な課税を行うため、納税義務者の特定等に使用します。住民票や車検証等を確認の上、必要事項を漏れなく正確に記載してください。
記載内容に不備や記載漏れ等がある場合は、確認のため、申告に関係する方又は納税義務者に電話、文書等により照会を行うことがあります。

【申告区分、取得原因】
該当する番号を記入してください
【申告区分：１～８】
【取得原因：１～５】

【住所又は所在地】
必ず記入してください

軽自動車税申告書（報告書）

次のとおり申告(報告)します。 令和 年 月 日
市町村長 殿

09. 特種用途指定車() 10. その他()

車名(漢・英・記号)

カワサキ

車台番号

V N 4 0 0 A - 1 2 3 4 5
6

登録重量又は定価出力 コーダー数 原料の種類
0.64 1. コーシソ 2. 諸品

主たる定置場(使用目的場所の住所)

静岡県 葵区追手町 1-2

田主たる定置場(旧使用の本拠の位置の市町村名)

沼津市

全額現金払明 商品名である場合の古物類許可番号

年 月 日

1. 所有関係 2. 所有権担保 3. 商品車 4. リース車 5. 譲渡担保
6. その他()

申告、報告義務者以外に当該申告に関わる者

住所又は所在地 牧之原市〇〇〇 6-7
氏名又は名称 株式会社 ○○
電話番号 054-987-〇〇〇〇

申告書に不明な点があるときは、
税務担当及び税関係機関から問い合わせをさせていただきます場合があります。

**【申告に関わるもの】
必ず記入して下さい**

【旧車両番号】
車両番号が変わる場合は、変更以前の車検証、届出済証の車両番号を記入して下さい

【車名】
車検証、届出済証の車名をカタカナで記入して下さい

濁点、半濁点は同一マスに記入して下さい

【車台番号】
車検証、届出済証の車台番号を記入し
て下さい

【総排気量】
車検証の総排気量を記入して下さい
「l」（リットル）に○をして下さい

【主たる置置場】
車検証の使用の本拠の位置を正確に番地まで記入して下さい

納税義務者、所有者、使用者住所に同じ等の記入はしないで下さい

【旧主たる定置場】
旧の車検証、届出済証の【使用の本拠
の位置】の市町名を記入して下さい

【所有形態】
ローン購入のため、所有権が販売店などに留保されている場合は、使用者が納税義務者になります
必ず記入して下さい

いで下さい。

**【申告に関わるもの】
必ず記入して下さい**

廃車の記入例

【車両番号】
車検証の車両番号を記入して下さい

【車名】
車検証、届出済証の車名をカタカナで
記入して下さい

濁点、半濁点は同一マスに記入して
下さい

【車台番号】
車検証の車台番号を記入して下さい
車台番号はハイフンも入れて下さい

【主たる定置場】
車検証、届出済証の使用の本拠の位置
の市町名を記入して下さい

【申告に関わるもの】
必ず記入して下さい

【所有者・使用者】
車検証の使用者欄及び所有者欄の記載
内容を正確に転記してください

廢車用

※申告書（OCRシート）は機械で読み取りますので、折り曲げたり汚損等しないようにして下さい。記入欄以外や裏面には記入しないで下さい。

※色のついた線  で囲まれた記入枠は、OCR（光学式文字イメージ読取装置）直接読取る項目ですので、黒のボールペンで、枠からはみ出さないように丁寧にハッキリとした文字・数字で記入願います。

※この申告書は、適正な課税を行うため、納税義務者の特定等に使用します。住民票や車検証等を確認の上、必要事項を漏れなく正確に記載してください。記載内容に不備や記載漏れ等がある場合は、確認のため、申告に関係する方又は納税義務者に電話、文書等により照会を行うことがあります。

【市町等の窓口】

	市町等	部署名	TEL	FAX	郵便番号	住所
中部	静岡市	静岡市税務部市民税課	054-221-1218	054-221-1033	420-8602	静岡市葵区追手町5-1
	川根本町	川根本町税務住民課	0547-56-2223	0547-56-1117	428-0313	榛原郡川根本町上長尾627
	島田市	島田市行政経営部課税課	0547-36-7141	0547-37-8200	427-8501	島田市中央町1-1
	藤枝市	藤枝市財政経営部課税課	054-643-3276	054-643-3125	426-0026	藤枝市岡出山1-11-1
	牧之原市	牧之原市市民生活部税務課	0548-23-0022	0548-23-0069	421-0422	牧之原市静波447-1
	焼津市	焼津市財政部課税課	054-626-1142	054-626-2182	425-8502	焼津市本町2-16-32
	吉田町	吉田町税務課	0548-33-2109	0548-33-0361	421-0301	榛原郡吉田町住吉87
東部	沼津市	沼津市財務部市民税課	055-934-4734	055-932-1788	410-0832	沼津市御幸町16-1
	熱海市	熱海市市民生活部税務課	0557-86-6146	0557-86-6173	413-8550	熱海市中央町1-1
	伊豆市	伊豆市市民部税務課	0558-72-9854	0558-72-6588	410-2413	伊豆市小立野38-2
	伊豆の国市	伊豆の国市市民環境部税務課	055-948-2918	055-948-2917	410-2211	伊豆の国市長岡340-1
	伊東市	伊東市総務部課税課	0557-32-1274	0557-52-6900	414-0046	伊東市大原2-1-1
	小山町	小山町企画総務部税務課	0550-76-6102	0550-76-4770	410-1304	駿東郡小山町藤曲57-2
	河津町	河津町町民生活課	0558-34-1928	0558-34-1404	413-0504	賀茂郡河津町田中212-2
	函南町	函南町総務部税務課	055-979-8109	055-979-8140	419-0107	田方郡函南町平井717-13
	御殿場市	御殿場市総務部税務課	0550-82-4128	0550-70-3309	412-8601	御殿場市萩原483
	清水町	清水町税務課	055-981-8218	055-976-0249	411-0903	駿東郡清水町堂庭210-1
	下田市	下田市税務課	0558-22-2218	0558-22-3910	415-8501	下田市河内101-1
	裾野市	裾野市総務部税務課	055-995-1811	055-995-1863	410-1118	裾野市佐野1059
	長泉町	長泉町税務課	055-989-5508	055-989-5585	411-0942	駿東郡長泉町中土狩828
	西伊豆町	西伊豆町窓口税務課	0558-52-1113	0558-54-1030	410-3514	賀茂郡西伊豆町仁科401-1
	東伊豆町	東伊豆町税務課	0557-95-6201	0557-95-5691	413-0411	賀茂郡東伊豆町稲取3354
	富士市	富士市財政部市民税課	0545-55-2735	0545-53-0974	417-0055	富士市永田町1-100
	富士宮市	富士宮市財政部市民税課	0544-22-1125	0544-22-1227	418-8601	富士宮市弓沢町150
	松崎町	松崎町窓口税務課	0558-42-3968	0558-42-3184	410-3612	賀茂郡松崎町宮内301-1
	三島市	三島市財政経営部課税課	055-983-2625	055-983-2696	411-0854	三島市北田町4-47
	南伊豆町	南伊豆町町民課	0558-62-6222	0558-62-2493	415-0392	賀茂郡南伊豆町下賀茂315-1
西部	浜松市	浜松市財務部市民税課	053-457-2077	053-472-6910	430-0948	浜松市中央区元目町120-1
	磐田市	磐田市企画部市民税課	0538-37-3767	0538-33-7715	438-0077	磐田市国府台3-1
	御前崎市	御前崎市市民生活部税務課	0537-85-1114	0537-85-1138	437-1692	御前崎市池新田5585
	掛川市	掛川市財務部市税課	0537-21-1138	0537-21-1164	436-8650	掛川市長谷1-1-1
	菊川市	菊川市企画財政部税務課	0537-35-0918	0537-35-2113	439-0006	菊川市堀之内61
	湖西市	湖西市総務部税務課	053-576-4536	053-576-1896	431-0441	湖西市吉美3268
	袋井市	袋井市財政部納税課	0538-44-3219	0538-84-6075	437-8666	袋井市新屋1-1-1
	森町	森町税務課	0538-85-6308	0538-85-5259	437-0215	周智郡森町森2101-1
静岡地方税滞納整理機構			054-639-5245	054-635-0055	426-0061	藤枝市田沼3-20-20